

平成 31 年 4 月 白杵市農業委員会定例総会議事録

平成 31 年 4 月 4 日（木）午前 9 時 30 分より野津中央公民館（多目的ホール）において会長が 4 月定例総会を招集した。
本日の出席委員は次のとおりであった。

出席委員

議長 疋田 忠公 会長

1 番 野上 政憲 委員 2 番 堀 京子 委員 3 番 内藤 康弘 委員 4 番 藤嶋 祐美 委員
5 番 平山 勝丈 委員 6 番 佐藤 幸子 委員 7 番 柳井 博之 委員 8 番 城野 幸司 委員
9 番 陶山 秀明 委員 10 番 小橋 勇二 委員 11 番 中野 定重 委員

農業委員会事務局職員

吉良 圭三 局長 長野 政元 次長 首藤 英二 主幹

農林振興課職員

佐藤 喬 副主幹

付議議案

議案第 22 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
議案第 23 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 24 号 農用地利用集積計画の決定について
議案第 25 号 農業振興地域整備計画の変更について

局 長 これより議案について審議をよろしくお願い致します。
議長につきましては、臼杵市農業委員会 会議規則第7条の規定によりまして、疋田会長にお願い致します。

議 長 それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。
まず、委員の定足数を局長が報告致します。

局 長 定足数の報告を致します。委員総数12名中、本日は全員出席となります。
よって、臼杵市農業委員会 会議規則第6条の規定により、過半数となっておりますので本日の会議が成立していることを報告致します。

議 長 次に、議事録署名委員の選任でございますが、私からの指名でよろしいでしょうか。

－異議なし－

議 長 それでは、議席番号7番 柳井 博之委員と、議席番号8番 城野 幸司委員に議事録署名をお願い致します。
ただいまから審議に入ります。
議案第22号 農地法第4条の規定による許可申請について事務局より説明をお願い致します。

次 長 議案第22号 農地法第4条の規定による許可申請について、農地法第4条第1項の規定により、農地を農地以外のものにするため、下記のとおり許可申請書の提出があったので提案する。

平成31年4月4日 臼杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

次のページをお開きください。

番号1 畑 168㎡ について、申請者が昭和27年12月に一般住宅を建築、平成4年3月に相続により取得し、現在まで利用しているもので

す。農地の区分は2種農地をなっております。なお、この案件につきましては、追認案件となります。

以上、1件の申請につきましては、農地法第4条の立地基準、及び一般基準のすべてを満たしていると考えられます。お手元に配布しております、農地法第4条申請チェックリストを併せてご覧いただきたいと思っております。

3月26日に実施しました現地調査において、調査委員2名が判断された農地法第4条の各号であります。これについて調査委員より後ほど説明及び報告がありますので、その結果を踏まえ委員会の判断をお願いしたいと思います。申請地は次のページに掲載しておりますのでご覧ください。

以上、4条申請1件についてご提案申し上げます。

議長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

城野委員 私、城野より、3月26日に実施しました議案第22号 農地法第4条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告いたします。

番号1は、畑を一般住宅用地として利用するものです。申請地は1筆の畑ですが、隣接する宅地にまたがる形で住宅が建設されています。建築は昭和27年12月であがり、農地法施行後であることから転用申請が必要な案件となります。申請者からこの件に関し、始末書も提出されています。審査項目の立地基準①については該当し、②については2種農地に該当します。一般基準の③～⑪についても、申請に必要な添付書類はそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告致します。

議長 続きまして、第11地区推進委員の玉井さん報告をお願い致します。

玉井推進委員 第11地区推進委員の玉井です。番号1の案件は、建築からかなり年数が経っており、周辺の農地への影響も見受けられないことから、特に問題がないと思われます。以上です。

議長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより議案第 22 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 22 号 農地法第 4 条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として県知事に意見を送付することに決定を致しました。

議 長 次に議案第 23 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてでございますが、番号 2 の案件につきましては、関係者が農業委員でありますので、先に番号 1、3、4 の案件を初めに審議を行い、その後、番号 2 の案件を行いたいと思います。白杵市農業員会会議規則第 11 条により行います。

それでは事務局より説明をお願い致します。

次 長 議案第 23 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、農地法第 5 条第 1 項の規定により、農地を農地以外のものにすると同時に所有権を移転（賃借権、使用貸借権）するため、下記のとおり許可申請書の提出があったので提案する。

平成 31 年 4 月 4 日 白杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

番号 1 畑 192 ㎡ について、所有権の移転により一般住宅用地として利用するものです。農地の区分は 3 種農地となっております。

番号 3 畑 166 ㎡ について、所有権の移転により駐車場用地として利用するためです。農地の区分は 3 種農地となっております。

番号 4 田 561 ㎡ 外 1 筆 合計 901 ㎡ について、所有権移により駐車場用地として利用するものです。農地の区分は 3 種農地となっております。

以上、5条申請3件につきましては、立地基準、一般基準のすべてを満たしていると考えられますが、本件についても、別紙農地法第5条申請チェックリストをご覧ください、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。申請地は次のページに掲載していますので、ご覧ください。

以上、5条申請3件についてご提案申し上げます。

議 長 事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

柳 井 私、柳井より、3月26日に実施しました議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告致します。

番号1の畑について、所有権を取得し、一般住宅として利用するものです。申請地は1筆の畑で、区画整備事業が行われた農地です。周囲は宅地化が進んでいます。審査項目の立地基準①については該当し、②については3種農地に該当します。一般基準の③～⑪についても申請に必要な添付書類は揃っており、それぞれ該当するものと判断し、報告致します。

続いて番号3の畑について、所有権を取得し、駐車場用地として利用するものです。申請地は1筆の畑で、草刈り等により適切に管理されている他、隣接地には申請者の住宅が建設されています。審査項目の立地基準①については該当し、②については3種農地に該当します。一般基準の③～⑪についても申請に必要な添付書類は揃っており、それぞれ該当するものと判断し、報告致します。

番号4の田について、所有権を取得し、駐車場用地として利用するものです。申請地は2筆の田で、草刈り等により適切に管理されています。審査項目の立地基準については該当し、②については3種農地に該当します。一般基準の③～⑪についても申請に必要な添付書類は揃っており、それぞれ該当するものと判断し、報告致します。

以上、5条申請3件について調査報告となります。委員みなさまの慎重な審議をお願い致します。

議 長 続きまして、推進委員さんより報告をお願い致します。第6地区の板井さん。

板 井 第6地区の板井です。番号1の案件につきましては、すでに区画整備だった土地で周辺は宅地化が進んでおります。そのうちの一案というこ
推進委員 とで、特に問題はないと思います。

続いて番号3の案件につきましては、両親と同居をするために、さらなる駐車場用地が必要と考えられ、特に問題がないと判断致します。
番号4の案件につきましては、事業の拡大により運輸業を始めるということで、周囲への影響もないと判断致しました。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請のうち、番号1、3、4に
ついて、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議がない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数確認－「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請のうち、番号1、3、4については、原案ど
おり許可相当として県知事に意見を送付することに決定致しました。

ここで、陶山委員は次の案件に関係がありますので、一旦退席をお願いしたいと思います。

－陶山委員 退席－

議 長 それでは、農地法第5条の許可申請のうち、番号2の案件について事務局より説明をお願い致します。

次 長 議案第 23 号の番号 2 になります。
番号 2、畑 247 m² について、使用貸借権の設定により一般住宅用地として利用するものです。農地の区分は 2 種農地となっております。
立地基準、一般基準のすべてを満たしていると考えられますが、本件についても、別紙農地法第 5 条申請チェックリストをご覧ください、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。申請地は次のページに掲載していますので、ご覧ください。
以上、5 条申請 1 件についてご提案申し上げます。

議 長 事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

柳 井 私、柳井より 3 月 26 日に行いました現地調査の報告を致します。
委 員 番号 2 は、使用貸借権を設定し、一般住宅用地として利用するものです。
申請地は 1 筆の畑で、適切に管理されている他、敷地内に農業用倉庫が建てられております。審査項目の立地基準①については該当し、②については 2 種農地に該当します。一般基準の③～⑪についても申請に必要な添付書類は揃っており、それぞれ該当するものと判断し、報告致します。

議 長 続きまして、8 地区の佐藤推進委員さん報告をお願い致します。

佐藤政 8 地区の佐藤です。番号 2 の案件につきましては、周囲の農地にも特に影響を与えるものでもなく、転用について問題は全くないと思われま
推進委員 以上です。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより、議案第 23 号 農地法第 5 条の規定による許可申請のうち番号 2 の案件について、採決を行います。本件を、原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数確認－「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 23 号 農地法第 5 条の規定による許可申請のうち番号 2 の案件については、原案どおり許可相当として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

それでは陶山委員に着席を求めてください。

－陶山委員 着席－

議 長 次に、議案第 24 号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 8 ページとなります。

議案第 24 号 農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画が下記のとおりあったので提案する。

平成 31 年 4 月 4 日 白杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

次 長 別冊の農用地利用集積計画（第 4 号）「平成 31 年 4 月 4 日公告予定」です。

1 ページをご覧ください。

この利用権設定集計表は、平成 31 年 3 月末までに申し出がありました白杵市全体の集計表であります。中段に利用権設定の合計面積と筆数を掲載しております。新規、再設定の合計で申し上げます。

田については、15,882 ㎡、25 筆です。畑については、12,706 ㎡、12 筆です。合計面積は、28,588 ㎡、37 筆です。

次に、貸手、借手ですが、これについては、貸し手が12名に対しまして、借り手が10名となっております。
2ページ以降につきましては、臼杵地域と野津地域の集計表と各筆明細書となっております。
以上、平成31年4月4日公告予定の農用地利用集積計画（第4号）について、ご提案申し上げます。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより、議案第24号 農用地利用集積計画の決定について採決を行います。
本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 ー「全員挙手」ー

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。
よって、議案第24号 農用地利用集積計画の決定については原案どおり承認することに決定致しました。
次に、議案第25号 農業振興地域整備計画変更について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 議案第25号 農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、意見を求められた
ので提案する。

平成31年4月4日 臼杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

次 長 この農業振興地域整備計画に関することにつきましては、農林振興課が管轄になりますので農林振興課の担当より説明をしていただきたいと思います。
います。

佐藤 農林振興課の佐藤です。今年も農業振興地域整備計画の担当となっておりますので、よろしくお願い致します。

副主幹 それでは、議案第 25 号 農業振興地域整備計画の変更についてご説明させていただきます。

農地は、畑 492 m²です。

今回、除外後に承認を受ける用途としては、事務所倉庫及び駐車場用地として適用したいということです。変更理由につきましては、変更後の利用者は数年前から物流拠点用地として野津町地域に土地を探しており、他に候補地があったものの、交渉が難航するなどして、今回の申請地を含む土地については国道に面していることもあり、利用者が希望する条件に該当するということで申請がありました。

申請地につきましては、現在の所有者が高齢かつ農業を営んでいないため、耕作放棄地になりかけており、また、南北を国道・河川に挟まれており、転用によって近隣農地の作物等に影響を及ぼす恐れはなく、また今後、効率的な農業生産が困難であるため、農用地利用計画の変更（除外）については、やむを得ないと考えられております。また今回、開発については、(図を見ながら) 白い点線の区域が全体の開発区域になりますが、そのうち農振区域に入っていたのが、「申請地」となっている部分のみとなっております、開発地域の全体を開発することを計画しております。

以上、転用理由について説明させていただきます。ご審議よろしくお願い致します。

議長 それでは事前に現地を確認していただいておりますので、地区担当の城野委員さんから報告をお願い致します。

城野 城野です。4月1日に現地調査を実施致しました。申請地は現在耕作しておらず、開発区域も耕作していない状態であります。申請地を含む開発区域は、国道や市道に囲まれており、申請地を除外しても開発区域以外の近隣農地への影響は最小限と考えられます。転用予定者は、事務所の設計図も作成しており、農地転用の確実性もあることから今回の農振除外はやむを得ないものと考えられます。以上、調査報告となります。

委員みなさまの慎重なご審議をお願い致します。

議長 ただいまの説明及び報告に対しましてこれより質疑を行います。質疑ございませんか。

中野 ちょっといいですか。

委員

議 長 はい、どうぞ。

中 野 先月か先々月かに、国道沿いにあったやつが取り止めてここに行くということですか。
委 員

次 長 前の申請で同じ区域で転用がありまして、ここは農振の除外がされておりました。今回申請地である農地だけが農振の除外が残っておりますので、今回農振の除外をして、一か所相続をしていない土地がありますので、また新たに2つの農地が転用後、追加で出ると思います。
以上です。

中 野 同じ場所ということですね。
委 員

次 長 はい、そうです。

議 長 他にご質問ありませんか。

－質疑なし－

議 長 それでは、質疑がないようでありますので質疑を終わります。これより、議案第25号 農業振興地域整備計画の変更について、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願い致します。

－事務局人数を確認 「全員挙手」－

議 長 全員挙手によりご異議なしと認めます。よって、議案第 25 号 農業振興地域整備計画の変更については、原案どおり承認することに決定を致しました。以上で本総会の議案はすべて終了致しました。ありがとうございました。